**循環器疾患診療実態調査データ利用内部監査規定　ｖ.1.0.1**

XXXX年XX月XX日

1. 目的

　この規定は、日本循環器学会から提供されたJROADデータ等の利用について、運用管理規定に定める運用が適切に実施されているか確認するための方法、確認を行うものをさだめることを目的とする。

2. 自己点検の実施者

　〇〇大学大学院〇〇科　〇〇〇〇が、本規定に定める点検を行うこととし、同大学大学院〇〇科　〇〇〇〇がその実施に立ち会うこととする。

3. 点検の方法

(1) 利用場所・保管場所のアクセス制限

　〇〇〇〇は、〇〇大学大学院〇〇科　〇〇〇〇および〇〇〇〇からデータ解析室の入退室状況を聴取し、入退室管理を行っている台帳と照らし合わせることにより、適切に記録がなされているか確認を行う。

(2) 利用・保管方法

* 使用していないUSBメモリは、所定の場所に保管され、内部に何もデータが保存されていないことを確認する。
* 少なくとも数個の実在するウェブサイトにアクセスを試み、インターネット等の外部ネットワークに接続していないことを確認する。
* パソコンの端末のアクセスログと入退室の管理記録、USBメモリ、帳票及び研究ノートの管理台帳と照合し、齟齬がないことを確認する。
* 帳票および研究ノートの所在場所を確認し、適切に保存がなされていること、また使用していない帳票がないことを確認する。

(3) 機器の保守

* JROADデータ等の利用期間内にデータ解析室及びパソコンの保守が行われるか確認する。
* 行われる場合、保守を行う者との間で運用管理規定に沿った保守作業（オンサイトによる保守、機密保持条項）が行われることが契約上、明記されているか確認する。

(4) 利用者以外の者への周知確認

　日常的にデータ管理室に出入りする〇〇〇〇あるいは〇〇〇〇については、運用管理規定の内容を適切に把握しているか、聴取して確認する。

4. 点検結果の記録

　〇〇〇〇は、本規定の点検を行った日、時間を記録し、レセプト情報等の利用期間終了後、1年間保存すること。